

**青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、市議会議員に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例**

第 1 条 青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 2 . 5 を」を「1 0 0 分の 2 2 2 . 5 を」に改める。

第 2 条 青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 2 . 5 」を「1 0 0 分の 2 2 7 . 5 」に、「1 0 0 分の 2 2 2 . 5 」を「1 0 0 分の 2 2 7 . 5 」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。